公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人遠藤太嘉男の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成27年９月３日　　京都地方法務局

財部町土地改良区役員の退任及び就任の公告

鹿児島県及び宮崎県の区域の一部を地区とし、鹿児島県曽於市に事務所を有する財部町土地改良区から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成27年９月３日

九州農政局長　井上　　明

１　退任

役職	氏名	住所
理事	堀野　義文	鹿児島県曽於市財部町南俣3654番地ろの１
〃	原田　勝昭	鹿児島県曽於市財部町下財部1907番地３
〃	児玉　次雄	鹿児島県曽於市財部町南俣1095番地３
〃	長野　修治	鹿児島県曽於市財部町下財部1364番地３
〃	堀内　浩三	鹿児島県曽於市財部町下財部5408番地
〃	水流　光生	鹿児島県曽於市財部町南俣1708番地
〃	福留　勝男	鹿児島県曽於市財部町下財部2196番地２
〃	松元　静俊	鹿児島県曽於市財部町北俣2125番地
〃	櫻木　十郎	鹿児島県曽於市財部町南俣7371番地ろ
〃	徳丸　幸夫	鹿児島県曽於市財部町北俣9069番地
〃	清水　公雄	鹿児島県曽於市財部町北俣8294番地２
〃	西　節雄	鹿児島県曽於市財部町下財部2711番地
〃	西別府利光	鹿児島県曽於市財部町北俣1933番地５
〃	大迫　義久	鹿児島県曽於市末吉町深川3391番地
〃	上鶴　義人	鹿児島県曽於市財部町南俣2995番地
〃	小倉　範房	鹿児島県曽於市財部町下財部2770番地
〃	橋本　寛方	鹿児島県曽於市財部町北俣245番地
〃	平田　光正	鹿児島県曽於市財部町北俣152番地
〃	蔵留　邦吉	宮崎県都城市南鷹尾町13街区５号
〃	久保　善伸	鹿児島県曽於市財部町南俣1045番地１
〃	久保　勝志	鹿児島県曽於市財部町南俣1063番地
〃	飯野　幸博	鹿児島県曽於市財部町南俣10098番地３
〃	川畑　勝美	鹿児島県曽於市財部町南俣3411番地
監事	西丸　國治	鹿児島県曽於市財部町南俣6052番地
〃	渡邊　初雄	鹿児島県曽於市財部町下財部271番地
〃	吉留　行雄	鹿児島県曽於市財部町南俣3142番地１

２　就任

役職	氏名	住所
理事	堀野　義文	鹿児島県曽於市財部町南俣3654番地ろの１
〃	原田　勝昭	鹿児島県曽於市財部町下財部1907番地３
〃	東丸　幸男	鹿児島県曽於市財部町南俣1817番地３
〃	長野　修治	鹿児島県曽於市財部町下財部1364番地３
〃	堀内　浩三	鹿児島県曽於市財部町下財部5408番地
〃	水流　光生	鹿児島県曽於市財部町南俣1708番地
〃	福留　勝男	鹿児島県曽於市財部町下財部2196番地２
〃	松元　静俊	鹿児島県曽於市財部町北俣2125番地
〃	市吉　一弘	鹿児島県曽於市財部町下財部2745番地
〃	徳丸　幸夫	鹿児島県曽於市財部町北俣9069番地
〃	莚平　孝一	鹿児島県曽於市財部町南俣9591番地
〃	徳丸　秋雄	鹿児島県曽於市財部町南俣2999番地
〃	西別府利光	鹿児島県曽於市財部町北俣1933番地５
〃	大迫　義久	鹿児島県曽於市末吉町深川3391番地
〃	上鶴　義正	鹿児島県曽於市財部町南俣3166番地
〃	小倉　範房	鹿児島県曽於市財部町下財部2770番地
〃	橋本　寛方	鹿児島県曽於市財部町北俣245番地
〃	平田　光正	鹿児島県曽於市財部町北俣152番地
〃	土喰　　勉	宮崎県都城市平塚町9960番地
〃	久保　善伸	鹿児島県曽於市財部町南俣1045番地１
〃	久保　勝志	鹿児島県曽於市財部町南俣1063番地
〃	飯野　幸博	鹿児島県曽於市財部町南俣10098番地３
〃	川畑　勝美	鹿児島県曽於市財部町南俣3411番地
監事	西丸　國治	鹿児島県曽於市財部町南俣6052番地
〃	渡邊　初雄	鹿児島県曽於市財部町下財部271番地
〃	上鶴　義人	鹿児島県曽於市財部町南俣2995番地

財部町土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、鹿児島県及び宮崎県の区域の一部を地区とし、鹿児島県曽於市に事務所を有する財部町土地改良区から申請のあった定款変更は、平成27年８月18日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成27年９月３日

九州農政局長　井上　　明

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年９月３日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社ベルモニー岡山	岡山県岡山市北区学南町一丁目３番２号	互第6031号	平成27年８月10日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、株式会社日本セレモニーへの事業譲渡により、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、法第35条の３の62において準用する法第20条の３第１項及び割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年９月３日　　中国経済産業局長　畑野　浩朗

次表に掲げる者が供託した営業保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成27年11月４日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成27年11月４日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。